

役員及び評議員の報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人健生会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1. 常勤役員とは、理事のうち、継続的かつ定期的に就業する者をいう。
2. 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の役員以外の者をいう。

第2章 報酬等

(報酬等)

第3条 法人の役員に対して報酬を支給する。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

- 2 常勤役員等の報酬は、個人の役割及び責任、職務内容、法人の経営内容等を総合的に勘案・評価し、役員報酬としての業務遂行に対して支給する。常勤役員等に対する報酬等は、常勤役員等報酬表に定め、別表1のとおり支給する。
 - (1) 役員に対して各年度の総額が2,200万円を超えない範囲で評議員会において決定する。法人の評議員に対しては、各年度の総額が50万円を超えない範囲で報酬を支給することができる。
 - (2) 常勤役員の職務内容として、「役員等職務権限規程」に定める。
- 3 非常勤役員及び評議員が理事会、評議員会に出席したとき、又その他法人業務に携わったときは、別表2のとおり日当を支給する。
- 4 報酬額は、評議員会において、総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

(報酬の支払い方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬の支払いは、つぎの通りとする。

- (1) 第3条1項に役員等については、当月末日に締めきり、翌月10日（支給日が銀行休業日の場合は前営業日）に支払う。
 - (2) 第3条3項の役員等については、その都度現金にて支払う。
- 2 報酬の支払額は、源泉所得税額を所得税法により控除した額を支払う。

(交通費)

第5条 理事会・評議員会等への出席、法人業務に携わる時の交通費は、実費にて支払う。

(1) 第3条3項の役員等については、別表2のとおりその都度現金にて支払う。

(費用弁償)

第6条 役員が、理事会・評議員会等、またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のため研修に参加したときは、その費用は弁償する。

2 費用弁償額は、役員の居住地から計算し、交通費の実費額とする。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第7条 出張旅費は原則として、交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（指定席料金などは含まない）に要した費用を支給する。

3 宿泊費は宿泊に伴う室料、朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。

4 日当及宿泊料は、次のとおりとする。

日当	1日に付き	5,000円
宿泊料	1泊に付き	実費

(出張旅費の仮受け)

第8条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第9条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を生産するものとする。

2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

第4章 慶弔

(受章祝い金)

第10条 役員等が功勞により、厚生労働大臣、広島県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表3に定める祝い金を支給する。

(結婚祝い金)

第11条 役員が結婚(再婚を含む)をした場合別表3に定める祝い金を支給する。

(出産祝い金)

第12条 役員又は役員の配偶者が出産した場合別表3に定める祝い金を支給する。

(傷病見舞金)

第13条 役員等が傷病により入院が継続して1週間以上に及んだときは、別表3に定める傷病見舞金を支給する。

2 同一疾病は初回のみとする、なお2ヵ月以上の入院の場合はその都度理事長が定める。

(災害見舞金)

第14条 役員等が風水害、火災、震災などの災害に対して、その被害に応じて別表3に定めるところにより、見舞金を支給する。

(死亡弔慰金)

第15条 役員及びその家族等が死亡したときは、別表4の定めるところにより、弔慰金または香典を送り、弔電を発し、献花を行うこととする。

第5章 公表及び改案

(公表)

第16条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第17条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改案)

第18条 この規程を改正又は廃止する必要がある場合は、評議員会の承認を受けて行う。